

心の扉を

開いたら

患者会・福祉団体便り

県知事選挙をはじめ、県内では9月に複数の選挙が予定されています。昨今の異常ともいえる物価高に加えて、障がいのある方や高齢者・少子化対策など、私たちの暮らしに関わる課題は山積しています。こうした課題に取り組む代表者を、自らの意思で選ぶ権利は、日本国憲法で保障されており、障がいのある方も例外ではありません。

2024年6月、私からの相談を受け、総務省沖縄行政評価事務所が県内の投票環境を調査したところ、約6割の市町村で代理投票制度の事前案内が十分に行われておらず、約8割ではコミュニケーションボードなど、意思確認のためのツールが準備されていないことが分かりました。

代理投票制度とは、障がいなどの理由で自ら候補者名を書くことが難しい方のため、投票所の係員が本人の意思を確認して代筆する制度ですが、制度の存在を知らなければ利用できません。

調査を受け、県内全41市町村の選挙管理委員会に改善を促す参考連絡が行われましたので、現在は改善されていると信じています。

県手をつなぐ育成会顧問 田中 寛

代理投票制度をご存知ですか

知的障がいのある方の中には、読み書きや意思表示が不得手でも、分かりやすい候補者の考えや訴えの説明さえあれば、自分の意思を示せる人も少なくありません。そのため、当初から「投票できない」と決めつけずに、その障がい特性に沿った投票支援を整える配慮が必要です。

家族と同行した場合でも、投票の際には離れることを指示されますが、他人との関わりが苦手な知的障がいや発達障がいのある方への対応には、その特性に応じた合理的な配慮を考えねばなりません。

代理投票制度の周知は、行政だけでなく、家庭、学校、障がい者施設・事業所、支援団体など、社会全体で取り組む課題で、模擬投票などを通じて、投票を身近なものとして経験する機会も必要だと思います。

「仏作って魂入れず」ということわざがあります。法や制度を整えるだけではなく、一人一人が利用でき、自分の意志を社会に届けられてこそ、本当の意味での権利保障といえるのではないのでしょうか。

障がいの有無にかかわらず、誰もが自分に関わることを自分で決める権利があります。「政治に参加したい」という思いを尊重し、権利を擁護できる共生社会の実現を、心から願うばかりです。

◇県手をつなぐ育成会の次回掲載は9月23日です